



質問

標準管理規約に準拠している管理組合で、区分所有者の承諾を得て専有部分を占有している者が、掲示されていた総会開催案内の議案に「ペットの飼育細則の制定に関する件」があることを見て、総会に出席して意見を述べたいと要望してきた場合、理事会の承認は必要か。



回答

標準管理規約第45条（出席資格）第2項では、区分所有法第44条（占有者の意見陳述権）を基に「区分所有者の承諾を得て専有部分を占有する者は、会議の目的につき利害関係を有する場合には、総会に出席して意見を述べることができる。この場合において、総会に出席して意見を述べようとする者は、あらかじめ理事長にその旨を通知しなければならない」として、占有者に意見陳述権が与えられていることから、その旨を通知すれば足り、理事会の承認は必要ない。また、要望してきた占有者に対しては、総会開催案内を発することまでは求められていないが、標準管理規約第43条（招集手続）第1項の通知を発した後遅滞なく、同条第8項の規定に基づき、会議の日時、場所及び目的と議案内容を、所定の掲示場所に掲示しなければならない。

■標準管理規約第43条（招集手続）第1項

総会を招集するには、少なくとも会議を開く日の2週間前（会議の目的が建替え決議又はマンション敷地売却決議であるときは2か月前）までに、会議の日時、場所（WEB会議システム等を用いて会議を開催するときは、その開催方法）及び目的を示して、組合員に通知を発しなければならない。

■標準管理規約第43条（招集手続）第8項

第45条第2項の場合には、第1項の通知を発した後遅滞なく、その通知の内容を、所定の掲示場所に掲示しなければならない。

■区分所有法第46条（規約及び集会の決議の効力）第2項

占有者は、建物又はその敷地若しくは附属施設の使用方法につき、区分所有者が規約又は集会の決議に基づいて負う義務と同一の義務を負う。

<ご利用上の注意>

- 本相談事例は、会員が予め同意したシステム利用規約に基づき、会員専用コンテンツとして提供するものです。
- 本相談事例は、会員の業務の参考に資するため、一般的事例に対する一定の見解を述べたもので、個別事例に直接対応するものではありません。
- 個別事例に対処する場合は、別途、弁護士等専門家の見解を得ることを推奨します。
- 本相談事例は会員の内部使用に供するものであり、内容の改ざん、第三者への提供を目的とした無断複製、無断転載、または出版、頒布等、内部使用目的の範囲を越えた利用を禁じます。